

ミツバチへの 危害防止について



柑橘や水稲の開花期には、ミツバチが蜜や花粉を求めて訪花することがあります。

柑橘の訪花昆虫や、水稲の出穂・開花期における斑点米カメムシ類などの防除にあたっては、ミツバチに対する事故が起こらないよう注意しましょう。

1

農薬ラベルの使用上の注意事項をよく確認し、ミツバチに影響がある農薬の使用にあたっては注意しましょう



2

近くの養蜂家と巣箱の位置や防除計画などを事前に情報交換しましょう

3

防除を行う際は、ミツバチや巣箱に農薬がかからないよう、ほ場周辺を十分確認しましょう



養蜂家



農薬使用者

相互理解

情報交換

農薬の安全使用と はちみつの安定生産のために

農業者



農薬（殺虫剤等）の中にはミツバチに影響を及ぼすものがあり、養蜂家が飼育しているミツバチに被害が出る場合があります。

※被害の発生は水稲のカメムシ防除の時期に多いことが知られています。

以下の内容に注意して使用しましょう。

- 農薬ラベルをよく確認し適正使用しましょう
- 開花時期の散布はできるだけミツバチへの影響が少ない薬剤を選択
- ミツバチに影響がある農薬を使用する場合
 - 農薬散布圃場近郊のミツバチ飼育の有無を確認（不明な場合は県振興局で有無を確認できます）
 - 養蜂家へ散布情報を事前に連絡
 - できるだけ**早朝、夕刻**に散布（ミツバチの活動が盛んな**時間帯（8:00～12:00）**を避ける）

養蜂家



巣箱近隣の農業者は、養蜂を行っている事に気づいていない場合があります。

ミツバチ被害を回避するためにも巣箱の位置など情報共有を行いましょう。

- 養蜂振興法の手続き「蜜蜂飼育届」を必ず県に提出（趣味の範囲で飼育する方も対象）
- 自分の巣箱の位置情報を近隣の農業者にお知らせ
- 巣箱の設置場所の工夫、農薬散布時には退避等の対応を検討
- ミツバチの大量死など農薬等の被害が考えられる場合は、速やかに県振興局に連絡

問 合 先

最寄りの県振興局
県庁 地域農業振興課（農薬：097-506-3661）
県庁 畜産技術室（養蜂：097-506-3684）

R5.11版